
～ 水と緑と歴史のまちを目指して～

犬山市景観計画



平成 2 0 年

はじめに

うさぎ
兎 追いし かの山
小鮒釣りし かの川



人はみな、思い出と共に「ふるさと」の風景を心の中に持っています。
しかし、改めて訪れてみたふるさとには、もうかつての風景は残されていない。
- ふるさとは、遠くにありて思うもの
そんな思いをされた方も多くいらっしゃることでしょう。

戦後の日本では、経済性や機能性を優先するあまり、環境や景観などをないがしろにしてきたことは、否定できない事実です。

ところが近年になって、マンション問題などを契機に、全国で美しい景観についての関心が高まってきています。

犬山市では、平成5年にいち早く「犬山市都市景観条例」を制定し、良好な景観の形成のために独自の取組みを行ってきましたが、平成16年に誕生した「景観法」により、愛知県知事同意による県下初の「景観行政団体」となり、景観行政をさらに進めていく決意を新たにしました。

そして今回、景観行政団体としてこれから進んでいくべき方向性を示した「犬山市景観計画」を、犬山市都市計画審議会の委員のみなさまや、意見交換会などにご参加いただいた多くの方々のご協力によって作り上げることができましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

計画づくりはゴールではなく、むしろスタートです。

そして、この景観計画は、方向を指し示す「羅針盤」に過ぎません。

犬山に関わるすべての方々のまちづくり、景観づくりに対する熱意がさらに美しい景観をつくりあげていくものと信じています。

犬山市長 田 中 志 典

目次

序章

- 1. 計画の背景と目的 1
- 2. 景観計画の区域 景観法第8条第2項第1号 3

第1章 景観形成の基本的な考え方

- 1. 基本理念 4
- 2. 目標景観像と基本目標 5

第2章 景観形成の基本的な方針

- 1. 景観形成方針の構成 7
- 2. 景観構成の要素 8
- 3. 類型別の景観形成方針 9
 - (1)木曾の流れと里山の緑を暮らしに取り込む景観づくり 9
 - (2)城の歴史と車山(やま)の文化が暮らしを彩る景観づくり 16
 - (3)地域文化を生かした、歩いて楽しい、にぎわいと安らぎのある景観づくり 20
- 4. 骨格をつくる景観形成方針 24
 - (1)景観のまとまりをつくる 25
 - (2)景観の軸をつくる 26
 - (3)景観の核(拠点)をつくる 27

第3章 良好な景観の形成に関する方針とルール

- 1. 方針とルールを設定するにあたって 29
 - (1)景観計画区域を構成する地域 30
 - (2)景観計画区域内の地域を構成するゾーン 32
- 2. 地域別の景観形成の方針とルール 34
 - (1)犬山城周辺地域 34
 - 位置
 - 地区の景観特性
 - 良好な景観形成に関する方針 景観法第8条第2項第2号
 - 良好な景観形成のための取組み
 - ア. 美しい景観づくりのルール 景観法第8条第2項第3号
 - イ. 届出対象行為 景観法第16条第1項第1号、同条第7項第11号
 - (2)市街地地域 38
 - 位置
 - 地区の景観特性
 - 良好な景観形成に関する方針 景観法第8条第2項第2号
 - 良好な景観形成のための取組み
 - ア. 美しい景観づくりのルール 景観法第8条第2項第3号
 - イ. 届出対象行為 景観法第16条第1項第1号、同条第7項第11号
 - (3)東部丘陵・里山地域 41
 - 位置
 - 地区の景観特性
 - 良好な景観形成に関する方針 景観法第8条第2項第2号
 - 良好な景観形成のための取組み
 - ア. 美しい景観づくりのルール 景観法第8条第2項第3号
 - イ. 届出対象行為 景観法第16条第1項第1号、同条第7項第11号

3. 共通事項		44
(1) 工作物		44
美しい景観づくりのルール	景観法第8条第2項第3号	
届出対象行為	景観法第16条第1項第2号、同条第7項第11号	
(2) 開発行為		45
美しい景観づくりのルール	景観法第8条第2項第3号	
届出対象行為	景観法第16条第1項第3号、同条第7項第11号	
(3) 良好な景観の形成のため制限する必要がある行為	景観法第16条第1項第4号、同条第7項第11号	45
土石・鉱物の掘採		
木竹の伐採		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
4. 届出の適用除外	景観法第16条第7項各号	47
5. 総括		48
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針		
1. 景観重要建造物の指定の方針	景観法第8条第2項第4号	52
2. 景観重要樹木の指定の方針	景観法第8条第2項第4号	53
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限	景観法第8条第2項第5号	
1. 犬山城周辺地域-城下町ゾーン		54
2. 犬山城周辺地域-駅西・商業ゾーン		54
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法第8条第2項第5号	
1. 道路		55
(1) 城下町ゾーン及び駅西・商業ゾーン内の道路		55
(2) 国道41号		56
2. 河川		56
(1) 木曾川		56
(2) 五条川、新郷瀬川		57
(3) 郷瀬川		57
第7章 景観形成の推進		
1. 景観協議会	景観法第15条	58
2. 木曾川景観協議会		59
3. 犬山市景観審議会		59
参考資料		
1. 主な景観要素		60
2. 各種制度の紹介		71
3. 色彩について		78

序 章

1. 計画の背景と目的

(1) 背景と目的

犬山市は、平成5年4月施行の「犬山市都市景観条例」に基づき策定した「犬山市都市景観基本計画」により、地域の特色や個性を生かしたまちづくり、景観づくりを、他の自治体に先駆け進めてきました。

平成11年度には、「伝承・共生・創造」の三位一体をまちづくりの基本理念とする新総合計画(第4次犬山市総合計画)がスタートし、市民の自主的、積極的なまちづくり活動を支援するための「犬山市市民活動の支援に関する条例」(平成13年)や、豊かな環境を守り、後世に引き継いでいくことを目的とした「犬山市環境基本条例」(平成14年)を施行し独自のまちづくりを推進してきました。

近年では、国宝犬山城と共に、江戸時代の町割りがそのまま残る「総構え¹」の城下町が、「世界遺産²」にも匹敵するものであるとの認識もされつつあり、その価値や魅力を踏まえて、これからのまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

一方、国においても、平成15年7月に良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置づけた「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成16年6月には我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されるなど、地方自治体が地域の特性を生かした良好な景観形成をさらに推進していくための環境も整えられつつあります。特に景観法では、これまでの都市部を中心とした景観形成から、農山漁村などをも含めた総合的な景観形成の必要性が示されました。

こうした流れの中で、犬山市は、市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力のある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づく「犬山市景観計画」をここに定めます。

1「総構え」: 城のほか、城下町一帯も含めた周囲を堀や土塁で囲む、わが国では数少ない城郭の構造。武士の居城と城下町の町家全体を囲うもの。

2「世界遺産」: 1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて、世界遺産リストに登録された遺跡や景観、自然など、人類が共有すべき普遍的な価値をもつもの。

(2)計画の位置づけ

景観計画は景観法第8条第1項に基づき景観行政団体が定めることができるもので、この「犬山市景観計画」は本市が、平成17年3月24日に知事の同意を得、愛知県内では指定都市、中核市以外で初めて景観行政団体¹となったことにより、策定が可能となったもので、犬山市の美しい景観づくりに関する総合的な計画としての役割を担うものです。

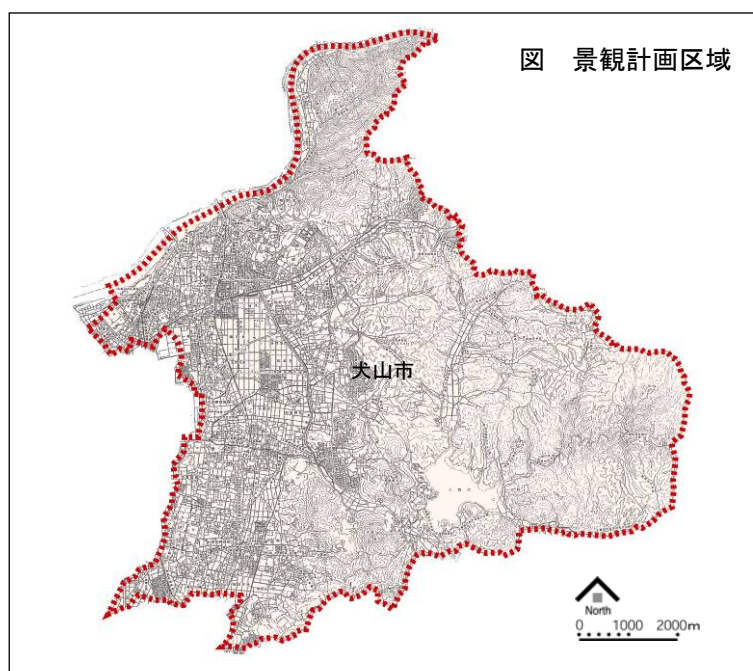
1 「景観行政団体」：景観法により定義される、良好な景観の形成のための具体的な施策を実施する主体となる地方公共団体。指定都市または中核市の区域についてはそれぞれの自治体が、それ以外の区域については都道府県となりますが、指定都市または中核市以外の市町村であっても都道府県知事と協議し、その同意を得ればなることができます。景観行政団体は景観法に基づき、景観計画の策定や景観協議会の組織化、景観協定の認可などを行うことができます。

2. 景観計画の区域

犬山市は、これまで「犬山市都市景観条例」と「犬山市都市景観基本計画」に基づいて、市全域を対象に、魅力ある景観づくりに取り組んできました。

中でも、市全域を対象とした「大規模建築物等」の規制誘導や、城下町地区を中心とした「都市景観重点地区」内でのきめ細かな「景観形成基準」への適合指導などを助成制度と組み合わせながら行うことで、歴史的なまちなみの保全・形成に一定の成果を上げてきました。

このため、今後もこうした取組みは継続しながら、さらに積極的に美しい景観づくりへの取組みを進めていくことで、市内の全ての地域が美しく、それぞれの地区の住民が将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちになることを目指し、**犬山市全域を景観計画の区域（以下、「景観計画区域」といいます。）**とします。



■景観とは…

「景観」とは、眺められる“対象”を示す「景」と、それを眺める“主体”である人の目に映った印象や物事の様子などを表す「観」が組み合わせられた言葉で、眺める人の価値観（「観」）を通して得られるものを表す言葉であると言えます。

つまり、「景観」とは、ある価値観を持った人の目に映るものだけでなく、音や光、香りなど五感で感じるものを含んだ、まちや地域などの姿、表情なのです。

■景観形成の意義

美しく、魅力的な景観を形成していくことは、市民のまちに対する愛着と親しみと誇りを高め、いつまでも住み続けたいという気持ちにさせる働きを生み出す一方、来訪者にとっても訪れてみたいという気持ちにさせる働きがあります。魅力的な景観が形成されることによって、まちの良いイメージが向上し、定住・交流人口の増加や経済活動の活性化を期待することができます。

さらに、地名そのものが良いイメージを想像させるようになれば、地域の資産価値も向上し、まちの将来の発展に大きく寄与していくものです。